



広域大和齋場組合監査委員告示第2号

令和6年10月2日付け広域大和齋場組合監査委員告示第1号をもって公表した広域大和齋場組合に対する監査結果報告について、管理者から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年12月9日

広域大和齋場組合監査委員 佐藤 光

広域大和齋場組合監査委員 古 市



監査の結果	措置の内容
(広域大和齋場組合) 収入調定に関する事務において、調定が遅延しているものがあった。	調定の決定時期や内容等を複数の職員で確認する業務フローを作成し、それを職員間で共有することで、管理体制の強化と再発防止に努めます。